

「第16回 議会報告会・市民との意見交換会」での、市民からのご意見への行政の回答

1	<p>Q. 【マイナンバー制度について】 もうすでに届いている通知カードを無くしてしまったという方がいます。マイナンバーが他の人に渡し、悪用されることはないですか。</p>	
	<p>回答所管課 企画政策課</p>	<p>マイナンバーの手続きでは、必ず、番号が正しいかどうかの確認と番号の正しい持ち主かの確認を行います。このため、マイナンバーが見られたり、漏れたりしたとしても、マイナンバーだけで手続きはできません。</p>

2	<p>Q. 【茶室の有効利用】 私は茶道を愛する一市民です。 数年前無量寿寺のかきつばた園と文化会館（Patio）東側に数千万円の税金を投入して茶室が建設された。又、昨年知立市の八橋～知立神社間が「新日本歩く道100選」に選ばれた。遠方の人々が行きたくなるコースにする為には、どういう企画が必要か考えよう。一案として2ヶ所の茶室は、日ごろあまり利用されていない。休息したり、弁当を食べる場所が無いのでおもてなしとして、提案する。 茶道だけでなく多角的に使用しないと税金のムダ使いです。再考を望む。中途ハンパな事業は、ヤメテ下さい。</p>	
	<p>回答所管課 都市計画課 経済課 文化課</p>	<p>（都市計画課） 新日本歩く道紀行100選に選定された” 東海道宿場散歩みち” は、現在、知立市ホームページ、新日本歩く道紀行事務局のホームページで紹介されています。 今後も市内外に情報をわかりやすく発信できるよう努めてまいります。</p> <p>（経済課） 現在、かきつばた園の茶室「燕子庵」はかきつばたまつり期間以外の利用率がたいへん低い状況にあります。しかしながら、茶室としてのしつらえや茶道具を保管していることを考慮すると、休憩所のように不特定多数のお客様に自由にご利用いただくことは難しいかと思えます。そこで、平成29年度着工予定のかきつばた園の改修や、広域での観光ルートの設定・PR、観光事業者とのタイアップ等により、観光資源の磨き上げやより効果的な情報発信をすることで、来訪者の増加を図り、茶室の利用率向上につなげていきたいと思えます。また、茶室以外の利用として、華道や着付け等茶室にふさわしい利用方法についても検討したいと思えます。</p> <p>（文化課） 文化会館の茶室「知心庵」は平成26年度の稼働率は多い月だと8割近く、少ない月でも4割以上の利用率で、年間平均だと6割以上のご利用をいただいております。つきましては、別の用途で利用いただくことより現在の稼働率が向上するよう、文化会館で実施している「呈茶でパティオ」事業などを推進し、より多くの方に気軽に茶道に触れていただく機会を設けることで茶室本来の利用を促進してまいりたいと考えております。</p>

<p>Q. 【福祉について】 すべての障がい者が働ける場所がほしい。補助金等の支出についてももう少し増額できないか再考してほしい。</p>	
3	<p style="text-align: center;">回答所管課 福祉課</p> <p>障害者雇用促進法の一部を改正する法律が、平成28年4月施行され障がい者が働くに当たっての支障を改善する内容となり、障がい者の雇用環境が大きく改善される予定です。また、ハローワークにおける障がい者の法定雇用率が現在2.0%であるものが平成30年より法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加され、その部分が引き上げとなります。</p> <p>また、障がいを持つ人が働く場所については、知立市社会福祉協議会・障害者相談支援事業所等の協力を得て、商工会、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携し、就労の機会や就労先の情報が提供できるようにしていきます。</p> <p>経済的支援については、国・県、その他福祉施策と併せて、他の施策との公正性・必要性を検討する必要があります。</p>

<p>Q. 【知立駅周辺整備】 ①区画整理内の道路を作る時に自転車専用道路を作ってはどうか。 ②知立駅北地区再開発ビル住宅棟で配管ピットが3階に作られるのか。→地下駐車場設備室の一部を使用してはどうか。 ③駅と風雨に耐える道を2階に作ってはどうか。</p>	
4	<p style="text-align: center;">回答所管課 まちづくり課 都市開発課</p> <p>①自転車専用道路整備については、区画整理事業区域を含めた知立駅を中心とした駅周辺道路網全体でのネットワークが必要になります。今後も知立市に来て、住んでいただき利便性、快適性を感じていただくためには、歩行者、自転車などの安全対策を確保することが重要となり、引き続き事業の推進に努めてまいります。</p> <p>②住宅棟は1・2階が店舗フロア、3階が設備ピットフロア、4～21階がマンションフロアになる計画です。3階の設備ピットフロアは上のマンション部分の配水管、給水管、ガス管などを集中管理するフロアであり、ここに設置しているのは下の店舗フロアへの影響を軽減させるために必要だからです。</p> <p>③知立駅の改札口は構造的に1階に配置されます。その中で駅利用者の流れを平面での誘導とし、駅周辺でのまち歩きに繋げていきたいと考えています。</p>

Q. 【まちづくり】

猿渡川の改修工事が必要なのか県からの説明についてどうか。

5

回答所管課

土木課

猿渡川水系は昭和47年6～7月の豪雨及び台風6・7・9号や昭和51年9月の台風17号と豪雨、昭和53年7月の豪雨と落雷、平成3年9月の台風17～19号豪雨波浪、平成12年9月豪雨（東海集中豪雨）及び台風14号、平成20年8月末豪雨など過去に幾度か大きな災害により被害を受けてきました。

猿渡川水系は、急激な都市化の進展により、河川の整備だけで早急に治水安全度を向上させることは困難となったため、猿渡川の改修を進めていくとともに、従来から有している保水、遊水機能を維持することで、流域で一時的に流出抑制を行う流域対策等とあわせ洪水を防ぐ総合的な治水対策を昭和57年度から進めています。

しかしながら、猿渡川流域は、製造業、特に自動車産業が盛んなこともあり、流域内の都市化の進行は想定を超える早さで進み、大規模な工場及び関連施設の開発や住宅開発などが進んでいます。今後も開発に伴う都市化の進展が予想され、従来の河川整備及び下水道整備や流域対策のみでは浸水被害防止に対応することは困難となり、河川・下水道の治水施設整備とともに、調整池等による流出抑制施設の整備を含めた新たな取組みが必要となってきました。

そこで、平成24年4月1日に特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川（猿渡川）及び特定都市河川流域（猿渡川流域）に指定し、流域での連携を強化すると共に、「流域水害対策計画」を策定、実施することで更なる浸水被害対策を実施していくこととしています。

これまで猿渡川流域では、河川改修と流域対策が一体となって治水対策を進めてきましたが、都市化の進展が著しいこの流域においては、今後もこれまでに以上に流域の関係機関が一体となって治水安全度を向上させる必要があります。治水の基幹である河川の整備を推進することが重要となります。

これからの猿渡川改修に向けて、地域住民の皆さんや学識経験者の方々の意見を伺い、河川管理者（愛知県）が今後概ね30年間で実施する具体的な整備内容等を定めた猿渡川水系河川整備計画を平成26年3月に策定し、今後は、この整備計画に基づき河川改修を進めていきます。

知立市内においては、現在、弘法橋下流まで河川改修が進んでおり、今後も引き続き上流側に河道拡幅、河床掘削の整備を行っていくと聞いております。

<p>Q. 【駅前再開発のにぎわいソフト（ビジョン）について】 街並みデザインプロジェクトは現在どのようになっているか。駅周辺のソフト事業については行政マンがやるべきではない。地元市民が中心になり行っていくべき。</p>	
6	<p style="text-align: center;">回答所管課 都市開発課</p> <p>現在、知立駅周辺では連続立体交差事業を始めとして土地区画整理事業及び駅北市街地再開発事業を進めており、利便性、居住性向上に向けたまちづくりを行なっています。本年度は公共施設（道路の歩道部、駅前広場、駅前公園など）を統一感を持ったデザインとするために、各事業を踏襲し市役所内部で検討をしています。そして来年度からは、地元市民の方からのデザインについての意見をいただく体制を整えまして、まとめあげたいと考えています。今後そのデザインが街並み、賑わい、イベント等のソフト事業へと繋がっていくことを期待しています。</p>

<p>Q. 【知立昭和地区（UR・分譲地区）今後について】 昭和地区のUR団地、空いている施設に福祉的施設を再整備している地域もあるが、知立ではそういった意見が一向に出てこない。市はリニューアルの働きかけをしているか。国、県と連携し新たな魅力を引き出していくべき。早い段階で対応を。</p>	
7	<p style="text-align: center;">回答所管課 企画政策課</p> <p>外国人の集住、高齢化の進む昭和地区については、URへの要望も含め、市全体で検討していきます。</p>

<p>Q. 【知立市民の誓いについて】 昭和53年、知立市では市民の誓いを制定していますが根拠規定についてお尋ねいたします。</p>	
<p>8</p>	<p style="text-align: center;">回答所管課</p> <p style="text-align: center;">生涯学習スポーツ課</p> <p>根拠規定はありません。 「知立市民の誓い」が制定されるまでの流れとしては、昭和49年の社会教育審議会において、市民生活のビジョン作りについて合言葉にできる内容を持つものを考えていきたいという提案があり「明るいあいさつ運動」が始まりました。 「明るいあいさつ運動」が母体となって、市民共通の目標などを簡単な文で表現し誰もが実践できる市民憲章として、昭和53年に市民憲章制定委員会の文案を基に「知立市民の誓い」が決定されました。 そして、昭和53年5月の新庁舎竣工式典の式場で「知立市民の誓い」が市民憲章制定委員より公表されました。</p>

<p>Q. 【子育て】 ①保育所の待機問題はどのように考えているか。 ②育休を含め、3歳未満児の兄弟入所は、どのように考えているか。 ③今後の保育所の計画についての考えを教えてください。</p>	
<p>9</p>	<p style="text-align: center;">回答所管課</p> <p style="text-align: center;">子ども課</p> <p>①平成27年4月1日現在待機児童が発生したことを重く受け止め、待機児童ゼロに向け取り組んでいます。 ②兄弟入所は、配慮すべきことであると捉え、兄弟入所による加点をしたうえで入所調整をしています。 ③平成26年3月に策定された「知立市公共施設保全計画」に基づき園舎の長寿命化を図りながら、待機児童解消に向けた対策を検討します。</p>